

学校生活を元気で楽しく過ごすために

1. 基本的な生活習慣を身につける

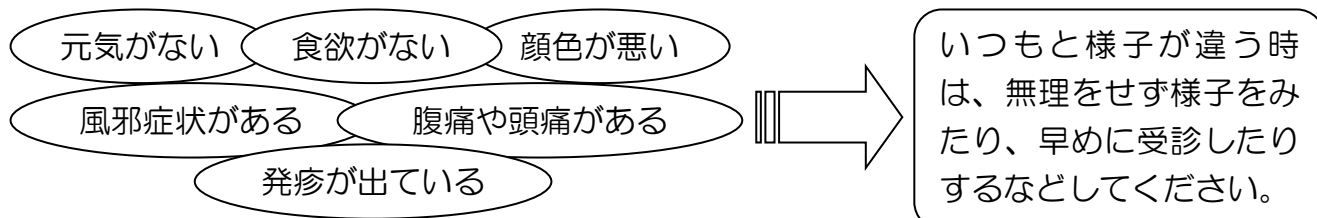
- 早寝早起きをする。
- 朝食をしっかりとる。
- 排便をする。
- ハンカチ、ティッシュを持つ。
- つめを短く切る。

朝のゆとりは大切です。



2. 朝の健康観察は念入りにする

登校してすぐに「しんどい・・・」と言って保健室を訪れるお子さんがいます。たいていは、家を出る前からしんどかったようです。お子さんの状態を一番よくわかっているのは、お家の方です。「一日のスタートは健康観察から」を心がけてください。



※起きてこない・泣いて学校に行きたがらないなどの場合も、まずは学級担任に連絡してください。

3. 定期健康診断について

学校では毎年、定期健康診断を行っています。学校で行う健康診断は、スクリーニングであって、確定診断を行うものではありません。

◆定期健康診断◆

身体測定、視力検査、聴力検査、心音・心電図検査（1年）、心電図検査（4年2学期）、尿検査、内科健診、結核検診、運動器健診、眼科健診、耳鼻咽喉科健診、歯科健診

健康診断では、調査票の記入をお願いしたり、検体の提出日が決まっていたりします。記入もれや提出忘れがないようにしてください。

健康診断の結果は、全ての健康診断終了後に「健康診断結果通知」としてお知らせします。また、各健康診断後に、専門医の受診が必要と判断された人には、受診勧告をお知らせするお手紙をお渡ししますので、早めの受診をお願いします。受診後の「受診結果報告書」は、担任へ提出してください。

健康診断によっては体操服で行ったり、上の服を脱いで行ったりするものがありますので、自分で着脱できる衣服を用意してあげてください。また、衣服や靴には名前を記入しておいてください。

4. 学校での病気やけがについて

病気

登校後、咳、腹痛、嘔吐などの体調不良で授業を受けることが難しい場合や、普段の様子と違っていたり、平熱と比べて明らかに体温が高かったりする場合は、保護者の方へ連絡してお迎えをお願いしています。

※早退する場合は、必ず保護者の方に迎えにきていただくことになっています。

※学校では、薬の預かりや薬を飲ませることは原則できません。

けが

保健室では、**学校で起こったけがの応急手当**をします。医師の治療が必要だと思われるけがについては、保護者の方へ連絡の上、医療機関を受診していただくことになります。通常の登下校中や、学校で起こったけがについて、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付の申請手続きが可能です。**学校でけがをして受診した際は、お申し出ください。**

※家庭でのけがや習い事でのけがは、家庭で手当て・観察をお願いします。

5. 健康調査票について（緑の用紙）

お子さんの健康状態等を知らせていただきます。緊急時の連絡先は、けがで病院に救急搬送する時や、急病で家庭に連絡をとる時などに使用しますので、**必ず連絡が取れる連絡先を詳しく記入**してください。お子さんの様子をよく知っておられる方、いざという時に学校や病院に出向いてくださる方などを記入してください。

※健康調査票の内容に**変更があった場合は必ずお知らせください。**

※健康調査票は鍵をかけて保管し、年度初めに返却して変更点等を記入していただきます。4年生になる時に新しい用紙をお渡しし、新たに記入していただきます。

6. 学校感染症について

学校は、集団生活を営む場であり、感染症が発生した場合は、拡大しやすいため、学校保健安全法施行規則によって、「学校において予防すべき感染症」の種類と、出席停止の期間の基準が定められています。「学校において予防すべき感染症」にかかった場合、または疑いのある場合は、基準に基づいて出席停止としますので、登校については、**主治医または校医の指示に従ってください。**

7. その他

■衣服の貸し出し

→服が汚れた場合などは、保健室に貸し出し用のパンツや服などを置いています。

（パンツは未使用の新しいものをお渡ししますので、新しいものをご返却ください。）

■健康面で配慮が必要な場合

→心臓病（川崎病含む）、腎臓病、その他の疾患等で、定期的に検査をうけて経過観察している場合や学校で配慮が必要な場合はお知らせください。

